

国際調査機関 AU	オーストラリア特許庁	附属書 D AU
調査手数料（PCT規則16） <sup>1</sup>	オーストラリア・ドル（AUD） ユーロ（EUR） ニュージーランド・ドル（NZD） シンガポール・ドル（SGD） 南アフリカ・ランド（ZAR） スイス・フラン（CHF） 米国・ドル（USD） 韓国・ウォン（KRW）	2,200 1,429 2,379 2,150 24,970 1,573 1,697 1,829,000
追加の調査手数料（PCT規則40.2） <sup>2</sup>	AUD	2,200
国際調査報告に列記された文献の写し （PCT規則44.3）	当該国際調査機関は請求に基づき、下記の手数料支払を条件として、国際調査報告に列記された各文献の写しを出願人及び指定（選択）官庁に提供する	
写しの入手方法	書類は次のeServicesから請求可能： <a href="https://services.ipaustralia.gov.au/ICMWebUI/views/private/icm-home.xhtml">https://services.ipaustralia.gov.au/ICMWebUI/views/private/icm-home.xhtml</a>	
手数料	1書類につき	AUD 50 <sup>3</sup>
国際出願の一件書類中の文献の写しのため の手数料（PCT規則94.1の3）	1書類につき	AUD 50
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は払い戻す  国際調査の開始前にPCT第14条(1)、(3)又は(4)の規定により、国際出願が取下げられた又は取下げられたものとみなされた場合：100%払戻し  当該調査機関が先の調査から利益を場合：利益を得る程度に応じて50%まで払戻し  PCT第17条(2)(a)の規定により当該調査機関が国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合：AUD 1,500 の払戻し	
異議申立手数料（PCT規則40.2(e)）	なし	
国際調査のために受理する言語	英語	
国際調査機関は、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列リストを要求するか（PCT規則13の3.1）？	要求する	
機関が要求する電子媒体の種類	配列リスト全体を印字することができ、それを特定するデータを、単一規格（ISO 9660）のCD-ROM、CD-R、DVD又はDVD-Rに、単一のテキストファイルで収める	

[次頁に続く]

- 1 この手数料は、受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち1つ）で受理官庁に支払う（附属書C参照）。
- 2 この手数料は、特別の事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。
- 3 この手数料はAUD 200を上限とする。

AU	オーストラリア特許庁 (続き)	AU
調査をしないこととしている対象	PCT規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし、オーストラリアの特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は、別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	している <sup>4</sup>	
別個の委任状が要求される特別の状況	出願人の代理人を誰にするかについて未解決の争いがある場合	
国際調査機関は、包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	している <sup>4</sup>	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	出願人の代理人を誰にするかについて未解決の争いがある場合	

<sup>4</sup> 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（PCT規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照）、委任状の要件の放棄は適用されない（PCT規則90.4(e)及び90.5(d)）。